

令和2年4月30日

保護者の皆様へ

社会福祉法人国立保育会
国立ひまわり保育園
園長 奥野 かよ

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う規模縮小による保育の継続 及び副食費の取り扱いについて

日頃より園運営にご理解、ご協力いただきまして感謝申し上げます。

この度、国立市より「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う規模縮小による保育の継続について(通知)」を受けまして、当園におきましても、引き続き保育の規模の縮小を継続し、運営してまいります。両親ともに、仕事を休むことが困難な家庭など、保育園の利用が必要なご家庭は、保育園での預かりを実施しますので、別紙「保育利用申請書」を当園に提出してください。

当園でも引き続き消毒をこまめに行うなど感染予防対策を取りながら保育を行っておりますが、子どもたちが過ごすうえで「3密」は避けられない環境にあり、感染リスクが完全に排除できない状況です。一日も早く、子どもたちが笑顔で、安心して過ごすことができる保育園となりますよう、保護者の皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、家庭保育としていただいた間の副食費については、公立保育園と同様に日割り計算して減額させていただきます。下記にてご確認ください。

記

1. 副食費減額対象者

3～5歳児クラスに在籍するお子様で副食費徴収の対象となっているお子様

2. 日割り計算方法(月ごとの計算)

○4月分

$$\text{月額副食費}(4,500\text{円}) \times (9\text{日}(\text{※1}) + 4\text{月}4\text{日}\text{及び}4\text{月}11\text{日}\text{で登園した日数}(\text{※2}) + 4\text{月}14\text{日}\text{以降で登園した日数}) \div 25 = \text{日割り副食費}(10\text{円未満切り捨て})$$

(※1)家庭保育要請の対象となっていない4月1日～4月13日の間の平日(計9日間)については、国の計算のルールにより全て出席扱いとなります。

(※2)4月4日及び4月11日については、国立市が土曜保育における家庭保育協力依頼をした日となりますので、登園の有無を日割り計算に反映します。

○5月分以降(月初から月末までが家庭保育の要請期間となった場合)

$$\text{月額副食費}(4,500\text{円}) \times \text{登園日数} \div 25 = \text{日割り副食費}(10\text{円未満切り捨て})$$

※家庭保育の要請が月途中までとなった場合、その日までを日割り計算の対象とします。

※返還方法については別途、お知らせいたします。また、返戻金額については個別に通知いたします。

以上